



別紙

地方税法附則第7条第1項の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例の適用を受けようとする場合、本人確認を行うため、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、申請の際には「**個人番号の確認の書類**」及び「**本人確認の書類**」のコピーを提出していただく必要がありますので、下図を参照の上、提出していただきますようお願いいたします。

	Aパターン	Bパターン	Cパターン
	「個人番号カード」を持っている人	「通知カード」を持っている人	「個人番号カード」「通知カード」のどちらも無い人
個人番号確認の書類	個人番号カードの裏のコピー	通知カードのコピー	個人番号が記載された住民票のコピー
本人確認の書類	個人番号カードの表のコピー	下記のいずれかの身分証のコピー ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券（パスポート） ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 <u>※写真が表示され、氏名、生年月日または住所が確認できるようにコピーする。</u>	下記いずれかの身分証のコピー ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券（パスポート） ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 <u>※写真が表示され、氏名、生年月日または住所が確認できるようにコピーする。</u>